

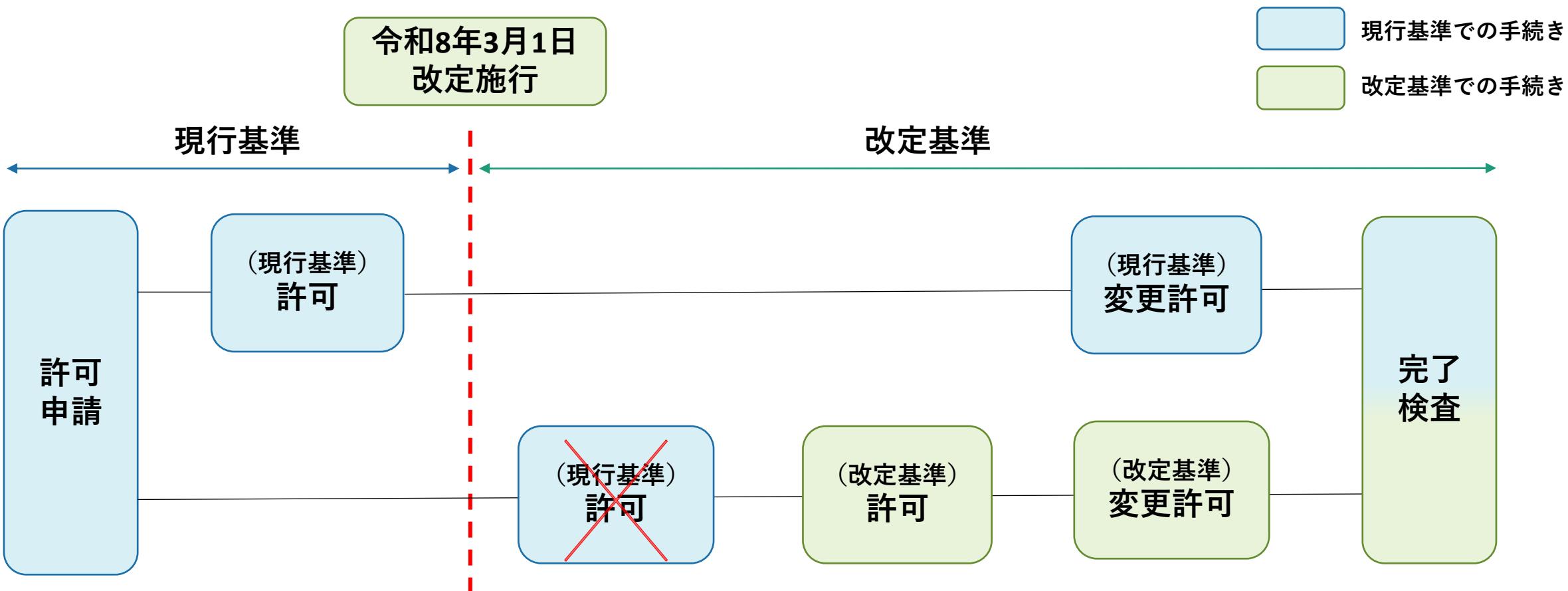
「奈良県砂防指定地等内行為技術審査基準(案)」 改定前後の許可申請手続き等について

- 令和8年3月1日から砂防指定地等内行為技術審査基準(案)を改定します。
- 改定施行日前の許可申請手続きについては、許可予定日により現行基準
若しくは改定基準いずれの基準が適用されるか注意が必要です。
- 令和8年2月28日以前に新規許可申請を予定されている場合は、申請前に
管轄の土木事務所に相談してください。

令和8年1月

奈良県県土マネジメント部 砂防・災害対策課

改定施行日前後の適用審査基準について



※改定施行日前に許可申請をした場合でも、許可日が改定施行日以降になる場合は、改定基準が適用されます。

許可申請に係るQ&A

Q 1.砂防指定地内等での行為には必ず許可が必要ですか？

A 1.土地の形質変更、竹木伐採、工作物設置など奈良県砂防指定地等管理条例等で定める「制限行為」を行う場合は、知事の許可が必要です。

Q 2.改定施行日前に許可申請を予定している案件はどのように扱われますか？

A 2.許可日が改定施行日以降になる場合は、改定基準を適用する必要があります。
申請から許可までの目安等については、管轄の土木事務所（次ページ参照）にご相談ください。

Q 3.改定施行日前に既に許可を受けている案件はどうなりますか？

A 3.改定施行日前に許可済みの案件については、従前の基準が引き続き適用されます。
また、改定施行後に新たに届出等を提出していただく必要はありません。

Q 4.改定施行後に変更許可申請を行う場合は、改定基準を適用する必要がありますか？

A 4.改定施行日前に許可された案件の「変更許可申請」については、従前の基準を適用できます。

問い合わせ先

土木事務所名	申請行為予定地	電話番号
奈良土木事務所 管理課	奈良市、天理市、山添村	0742-23-8025
郡山土木事務所 管理課	大和郡山市、生駒市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町	0743-51-0205
高田土木事務所 管理課	大和高田市、御所市、香芝市、葛城市、上牧町、王寺町、 広陵町、河合町	0745-44-3873
中和土木事務所 管理課	橿原市、桜井市、川西町、三宅町、田原本町、高取町、 明日香村	0744-48-3073
宇陀土木事務所 用地・管理課	宇陀市、曾爾村、御杖村、東吉野村	0745-84-9522
吉野土木事務所 用地・管理課	吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、下北山村、 上北山村、川上村	0746-42-8014
五條土木事務所 用地・管理課	五條市、野迫川村、十津川村	0747-23-1154